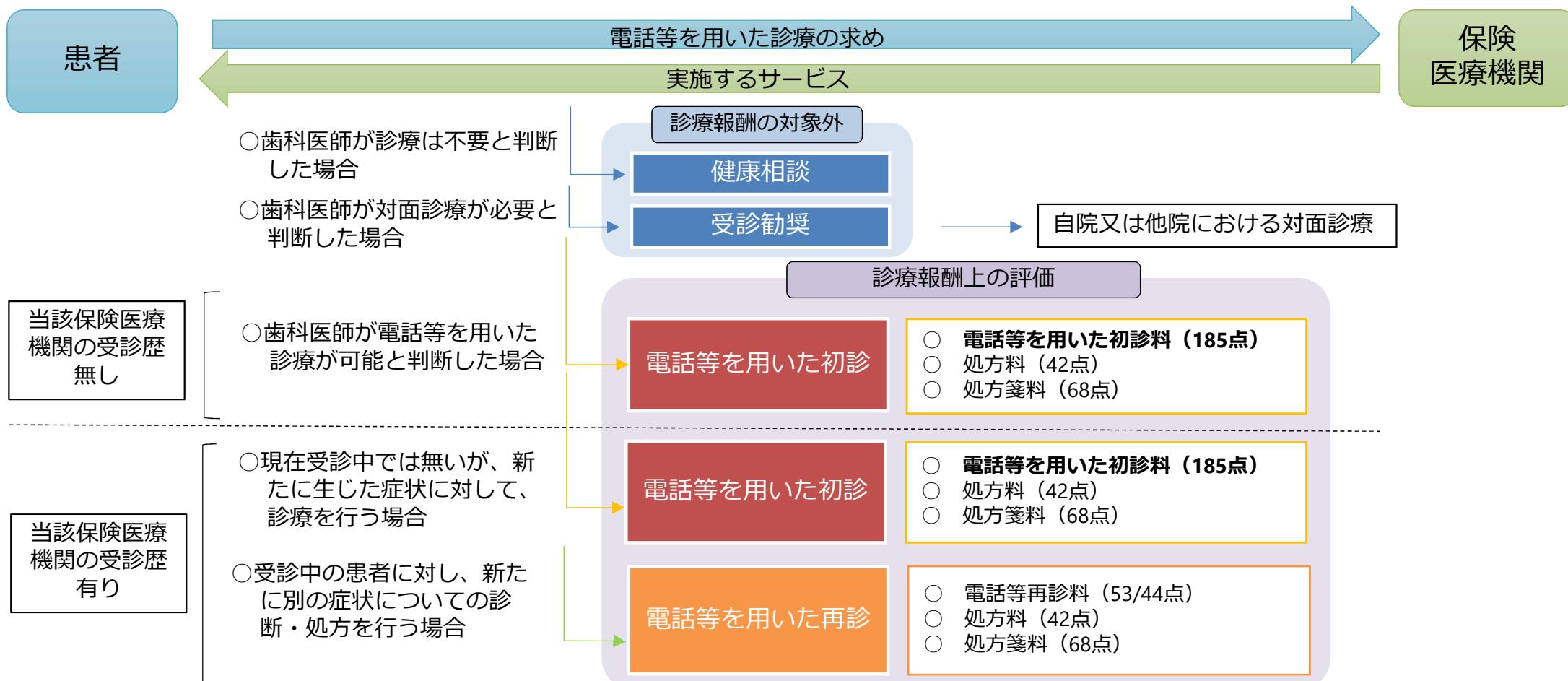


## 歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話等を用いた診療に対する診療報酬上の臨時的な取扱いについて

- 新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月●日厚生労働省医政局歯科保健課）が発出されたことを踏まえ、当該事務連絡に関連する診療報酬の取扱いについて、以下の対応としてはどうか。



- 時限的・特例的な対応として、電話等を用いた初診について、歯科医師が診察可能であると判断し診察及び処方等を行った場合には、電話等を用いた初診料として185点（※1）を算定することとしてはどうか。
- また、電話等を用いた診療を行う以前より、「歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料」を算定していた患者に対して、電話等を用いた診療及び処方、医学管理等を行う場合、管理料として55点（※2）を算定することとしてはどうか。

※1 算定告示C000 3 「歯科訪問診療3」185点

※2 算定告示B004-6-2 「歯科治療時医療管理料」45点、B001-3 「歯周病患者画像活用指導料」10点の和